

これからの原子力規制と 原子力規制委員会について



原子力規制委員会
Nuclear Regulation Authority



目 次

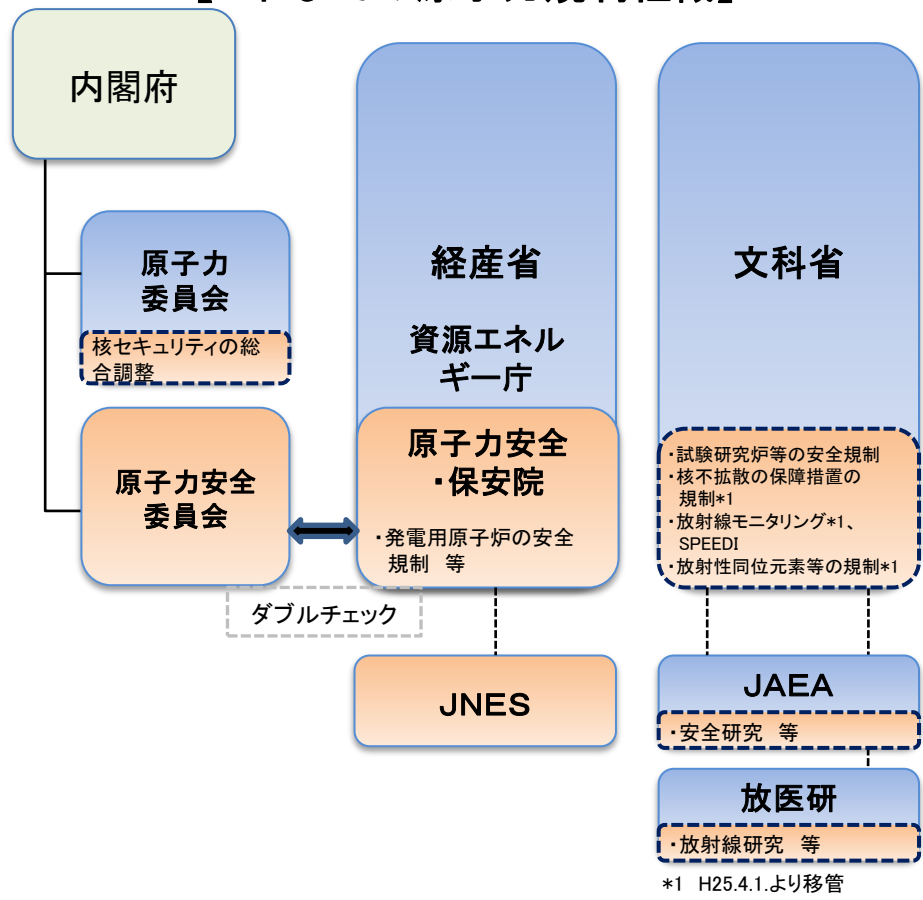
- 原子力規制委員会の発足
- 原子力規制委員会の組織
- 原子力規制委員会委員の紹介
- 原子力規制組織・制度改革のポイント
 - 「規制」と「利用」の分離
 - 「規制」の一元化
 - 透明性の高い情報公開
 - 原子力規制の転換
 - 原子力防災体制の強化



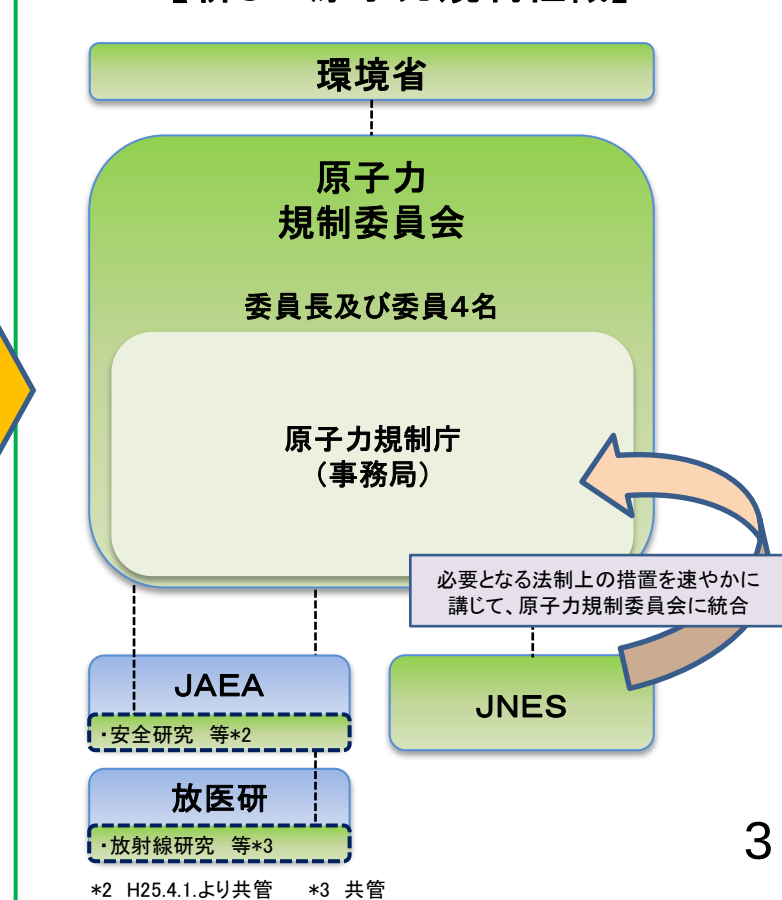
原子力規制委員会の発足

- 平成23年3月に発生した東京電力福島原子力発電所事故は、我が国の原子力安全行政が過信・慢心にとられ有効に機能していないこと、大規模な原子力事故に際して俊敏に対応する上で問題があったことを露呈した。
- 原子力規制体系を再構築し、地に墜ちた国民の信頼を回復するために、平成24年9月19日、原子力規制委員会が発足した。

【これまでの原子力規制組織】



【新しい原子力規制組織】





原子力規制委員会

委員長及び委員(4名)

〔審議会等〕

原子炉安全専門審査会

…原子炉の安全性に関する事項を調査審議

核燃料安全専門審査会

…核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議

放射線審議会

…放射線障害防止に関する技術的基準の整理

独立行政法人評価委員会

…所管する独立行政法人の評価の実施

原子力規制庁

定員:473人

長 官

次 長

緊急事態対策監

…緊急時対応の統括(オンサイト対策等)

審 議 官 (3)

原子力地域安全総括官

…災害時の住民の安全確保対策(オフサイト対策)

総務課

(45人) …総務、人事・人材育成、会計、研修、訴訟対応

政策評価・広聴広報課

(25人) …政策評価、広聴広報、申告対応、委員会の会務

国際課

(11人) …IAEA等国际機関、諸外国との連携

技術基盤課

(22人) …安全規制に関する指針・基準の策定等

原子力防災課

(86人) …防災体制の構築、緊急時の初動対応、核物質防護業務

監視情報課

(10人) …放射線モニタリングの司令塔機能、関連システムの活用業務

安全規制管理官

(5) (267人)(うち、原子力保安検査官152人) …原子炉のタイプ(沸騰水型原子炉、加圧水型原子炉、試験研究炉等)や活動・事業の種別(再処理、廃棄物処理、貯蔵等)に応じた審査・検査、地震・津波安全対策

〔地方の体制〕

原子力規制事務所

(22か所)

…原子炉サイト近傍に、原子力保安検査官(定員152人)、原子力防災専門官(定員30人)を配置

地域原子力安全連絡調整官(5)

…立地県の県庁等に駐在し、関係機関と連携

〔独立行政法人〕

<主管>

原子力安全基盤機構
(JNES)

・原子力施設に関する検査等
・原子力施設の設計に関する
安全性の解析及び評価等

<一部共同所管※>

日本原子力研究開発機構
(JAEA)

・原子力の基礎的研究、安全
研究等
※H25. 4. 1から施行

<一部共同所管>

放射線医学総合研究所
(NIRS)

・放射線安全・緊急被ばく医療
研究等



原子力規制委員会の委員長

田中 俊一（たなか しゅんいち） 委員長（任期5年）
（一財）高度情報科学技術研究機構顧問
元日本原子力研究所副理事長



原子力規制行政への信頼が完全に失墜している中で
発足する**原子力規制委員会は、国民の厳しい目をしっ
かりと受け止めながら、規制の強化を行うことが責務**です。

東京電力福島原子力発電所事故への反省を一時も忘れることなく、独
立性と透明性を確保し、**電力事業者等と一線を画した規制を必ず実現**
させなければなりません。すべての規制について不断の改善を行い、**日
本の原子力規制を常に世界で最も厳しいレベルのものに維持して参り
ます。**

放射線による影響の不安と向き合って毎日を過ごしている人がいるとい
うことが、私の心から離れることはありません。JCO臨界事故の経験や、
これまでに得た知識、**私が持ちうるすべてを、原子力の安全を確保する
ための新たな規制に注ぎこむ決意**です。



原子力規制委員会の委員



島崎 邦彦（しまざき くにひこ） 委員長代理（任期2年）

地震予知連絡会会長
元東京大学地震研究所教授

地震と津波による電源喪失が発端となって、東京電力福島第一原子力発電所で重大事故が発生しました。このような事故を二度と繰り返さないことが最低限必要です。**地震や津波については予断をもたず、自然が語ることにすなおに耳を傾ける姿勢を持つことが基本であり、常に基本に立ち返って科学的な判断を提供したい**と思います。

更田 豊志（ふけた とよし） 委員（任期3年）

（独）日本原子力研究開発機構原子力基礎工学研究部門副部門長

原子力規制委員会において自分に課せられた任務は、国内外から得られる最新の知見や技術、リスク情報をもって原子力の諸活動が与える危険を可能な限り正確に把握し、これに的確に対処するための基準や体制の整備を進めることだと認識しています。常に、「**どれだけ危険性が把握できたか**」という**姿勢で規制に臨みたい**と思います。



中村 佳代子（なかむら かよこ） 委員（任期3年）

（公社）日本アイソトープ協会プロジェクトチーム主査
元慶應義塾大学専任講師

東京電力福島原発事故のようなことは二度と起こしてはなりません。管理することができない、あるいは、信頼することができない科学や技術は使用してはならないと思います。また、原子力や放射線についての知識や情報を国民の一人一人が等しく共有することが大切であると考えます。**放射線による影響への不安と向き合っている人に寄り添い、『放射線や原子力が何であるか』をわかり合えるようにするために努力したい**と思います。

大島 賢三（おおしま けんぞう） 委員（任期2年）

元東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員
元国際連合日本政府代表部特命全権大使

地に落ちた原子力に対する国民の信頼を回復することが何よりも求められています。まず国民の健康と安全を最優先する安全文化の再構築をはかること、内向きの態度から国際安全基準を尊重し、国際協調と協力を重視する開かれた原子力政策と行政の実現をはかること、そのために**新しい規制委員会の独立性と透明性を大事に改革の尖兵としての役割を果たし、実績をあげていく**ことが重要です。国会事故調査委員会での活動経験を活かし、微力を尽くしたいと思います。



原子力規制組織・制度改革のポイント

- 「規制」と「利用」の分離

規制と利用の分離を徹底し、環境省の外局に、独立性の高い行政委員会（いわゆる「3条委員会」）として、「原子力規制委員会」を設置

- 「規制」の一元化

原子力安全規制、核セキュリティ、核不拡散の保障措置、放射線モニタリング、放射性同位元素等の規制を一元化

- 透明性の高い情報公開

情報開示請求不要の公開体制の構築、公開議論の徹底

- 原子力規制の転換

東京電力福島原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、①重大事故対策の強化、②最新の知見に基づく原子力安全規制の実施、③原則40年運転制限の考え方の導入など原子力規制を強化

- 原子力防災体制の強化

内閣に原子力防災会議を設置し、緊急時に備えて平時から政府全体で原子力防災対策を推進する体制を整備



「規制」と「利用」の分離

➤ 独立性が高い3条委員会※(環境省の外局)

※いわゆる3条委員会(国家行政組織法第3条第2項に規定される委員会)とは、上級機関(例えば、設置される府省の大臣)からの指揮監督を受けず、独立して権限を行使することが保障されている合議制の機関のこと

➤ 原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、規制と利用の分離を徹底

➤ ノーリターンルール(原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換は認めない。発足後5年以内の経過措置有り。)

➤ 原子力安全規制に関する基準等を自ら制定

➤ 原子力安全確保に関する関係行政機関の長に対する勧告権

➤ エネルギー対策特別会計に「原子力安全規制対策」を新設して、財政上措置の経理区分を明確化



「規制」の一元化

- **原子力安全規制**（経産省、文科省、国交省より移管）
各省庁に分散した原子炉等規制法、放射線障害防止法等に関する事務
- **核セキュリティ**（経産省、文科省、原子力委員会より移管）
核物質や原子力施設等に対する盗取・妨害破壊行為に対抗するための体制整備や防護措置に関する事務
- **核不拡散の保障措置**（文科省よりH25.4.1に移管）
核兵器不拡散禁止条約等に基づく国内原子力施設への査察や国際原子力機関(IAEA)に提出する核物質の計量管理報告に関する事務
- **放射線モニタリング**
モニタリングポスト等による放射能水準の監視測定に関する事務(文科省よりH25.4.1に移管)
SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)の運用に関する事務
- **放射性同位元素等の規制**（文科省よりH25.4.1に移管）
放射性同位元素を使用する施設の基準適合義務、使用等における基準の遵守、使用者等の管理義務等に関する事務

※独立行政法人を所管

原子力安全基盤機構(JNES)を主管

放射線医学総合研究所(NIRS)の一部を共同所管

日本原子力研究開発機構(JAEA)の一部を共同所管(H25.4.1から)



透明性の高い情報公開

➤ 情報開示請求不要の公開体制の構築

- ・情報公開法上の「不開示情報」にあたらぬ限り、具体的な情報開示請求を待つことなく、自発的に、可能な限り多くの行政文書をHP等で簡易にアクセスできるように公開。
- ・電力会社等の被規制者との間での規制に関連する内容の議論についても、記録を残し、原則公開。

➤ 公開議論の徹底

- ・原子力規制委員会で行われる会議については、原則としてその内容を公開するとともに、被規制者との間で行われる政策決定過程の議論についても、記録を残し、原則公開。



原子力規制の転換 ～改正原子炉等規制法～

➤ 重大事故対策の強化

- ・原子炉等規制法の法目的に、重大な事故の発生に伴う放射性物質の所外への異常放出といった災害の防止が含まれること、また、発電用原子炉設置者等が行うべき保安措置に重大事故対策も含まれることを明記し、重大事故対策を法定化。
- ・規制上一律に定める安全上の要求内容に加えて、原子力事業者自らが原子力施設の安全性評価を行い、その内容を公表させる制度を導入。

➤ 最新の知見に基づき規制の実施

- ・最新の知見を技術基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務づける制度(バックフィット制度)を導入。
- ・安全性の向上に繋がる設備の発電用原子炉施設等への迅速な導入を促進するため、安全性を向上させる設備の改善・増設等について、許認可審査の重複を排除すべく、設備の型式認証制度を導入。



原子力規制の転換 ～改正原子炉等規制法～

➤ 40年運転制限の導入

- ・発電用原子炉の運転期間を、原則として、使用前検査の合格日から起算して40年とする。
 - ※40年超の運転が認められるのは、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえて、原子力規制委員会が定める安全性確保のための基準に適合していると認められるときに限る。

➤ 災害が発生した施設に対する安全規制措置の導入

- ・災害が発生した原子力施設(例 東京電力福島第一原子力発電所)について、応急措置を講じた後、更なる災害の防止又は核物質防護の観点から施設の管理を行うことが特に必要であるときは、当該施設を特定原子力施設に指定し、実施計画の作成、当該計画に沿った措置を講ずることを事業者にも義務づけ。

➤ 発電用原子炉施設に対する原子力安全規制体系の整理

- ・発電用原子炉施設の安全規制について、原子炉等規制法で一元的に必要な措置を講ずるため、電気事業法の下に定められていた発電用原子炉施設に関する規定を原子炉等規制法に新設する等の整理を実施。



原子力防災体制の強化

- 内閣に原子力防災会議を設置し、緊急時に備えて平時から政府全体で原子力防災対策を推進する体制を整備。
- 原子力施設における緊急時の事故収束について原子力規制委員会が事業者を指導・監督。

平時

原子力防災会議 (内閣に常設)

議長 : 内閣総理大臣
副議長 : 内閣官房長官、環境大臣、
原子力規制委員会委員長等
議員 : 国務大臣、内閣危機管理監、副大臣、
大臣政務官等
事務局長 : 環境大臣

(役割)

- ・原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等
- ・原子力事故が発生した場合の長期にわたる総合的な施策の実施の推進

関係組織の施策
の実施の推進

原子力規制委員会

(役割)

- ・原子力施設の安全規制
- ・原子力災害対策指針の策定

環境省等関係省庁

それぞれの事務の観点から、
原子力防災会議が推進する
事務を実施

緊急時

原子力災害対策本部

(原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に内閣府に設置)

本部長 : 内閣総理大臣
副本部長 : 内閣官房長官、環境大臣、
原子力規制委員会委員長等
本部員 : 国務大臣、内閣危機管理監、副大臣、
大臣政務官等

(役割)

- ・原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策の総合調整
- ・原子力災害事後対策の総合調整

関係組織の総合調整

原子力規制委員会

(役割)

- ・原子力施設における
事業者への事故収束
活動の指導・監督

環境省等関係省庁

それぞれの事務の観点から、
原子力災害対策本部の総合調整
に協力



原子力防災体制の強化

～改正原子力災害対策特別措置法～

➤ 原子力災害対策指針の法定化

- ・原子力規制委員会は、防災基本計画に適合して、原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するための指針を策定。

➤ 原子力事業者防災訓練の強化

- ・原子力規制委員会は、原子力事業者の防災訓練の実施状況を確認し、必要な改善等の命令をすることができることとし、違反した場合の運転停止命令等を導入。

➤ 原子力災害対策本部の強化

- ・新たに副本部長に内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長を充て、本部員に全ての国務大臣を充てるなどの増員・強化を実施。

➤ 原子力緊急事態解除宣言後の事後対策の円滑化

- ・原子力緊急事態解除宣言後も引き続き原子力災害対策本部を存置し、事後対策推進のための副本部長による各省庁・地方公共団体等への指示や、市町村長による避難指示や立ち入り制限等を行うことができるよう措置。

➤ 緊急時における原子力災害対策副本部長（総理）の権限を明確化

- ・原子力災害対策副本部長（総理）の指示権について、原子力規制委員会が専ら技術的・専門的知見に基づき原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については、対象としない旨規定。